

資料 3-1	H21.3.27
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

平成 21 年 4 月以降の障害福祉サービス（訪問系）における サービス提供記録作成及び請求に係る留意事項について

（注）現時点での整理であり、今後変更がありうるものである。

1 共通事項

（1）実績記録票の作成

障害福祉サービスについては、平成 19 年 10 月からの国保連請求開始後も、国の示している事務処理要領においてサービス実績記録票（以下「実績記録票」という。）を作成することとされている。提供日、提供したサービスの具体的内容及び提供時間数等を記載した従業者派遣記録等（以下「提供記録」という。）と共に、サービス提供者印及び利用者確認印を押印の上、適切に保管すること。

（2）実績記録票様式

居宅介護及び行動援護の実績記録票様式は、従前から変更されていない。重度訪問介護は、様式 3-1 については変更されず、様式 3-2 は廃止された。

2 重度訪問介護の請求について

利用時間の算定区分が 30 分刻みに細分化されたが、その中でも最初の 1 時間だけは、1 時間単位での算定となっている。このため、明細書作成における算定回数のおえ方が従前と異なっている。

※例：区分 5 の利用者に 13 時から 17 時までの重度訪問介護を提供した場合

平成 21 年 3 月以前 重訪Ⅲ日中 4.0 を 4 回

160 単位×4 回＝640 単位・・・報酬告示と一致

平成 21 年 4 月以降 重訪Ⅲ日中 1.0 を 1 回 重訪Ⅲ日中 4.0 を 6 回

183 単位×1 回＋91 単位×6 回＝729 単位・・・報酬告示と一致

3 初回加算

（1）実績記録票の記載

備考欄に「初回加算」と記載する。

（2）提供記録の記載

サービス提供責任者が同行することにより加算を算定する場合、サービス提供責任者が同行している旨を必ず記載する。

（3）その他

「初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月」に加算されるため、初回のサービス提供が月の末日である場合、算定の機会が一度しかないことに留意すること。

4 緊急時対応加算

(1) 実績記録票の記載

備考欄に「緊急時対応加算」と記載する。

(2) 提供記録の記載

加算の対象であることを明確にするため、利用者又はその家族等から要請のあった時間、要請の内容、サービスの提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記載する。

(3) その他

サービス提供責任者における緊急の計画変更等を評価した加算であり、決定支給量を超えた給付を認めるものではないこと。契約事業所が複数ある場合には、他事業所との連絡・調整が必要になってくることも想定される。

※初回加算及び緊急時対応加算については、地域生活支援給付サービス（移動支援及び生活サポート）においても同様の事務取扱となる。

平成〇〇年 4 月分

居宅介護サービス提供実績記録票

■旧様式からの変更点
・様式変更なし
・「初回加算」、「緊急時対応加算」を算定した日については、備考欄に「初回加算」、「緊急時対応加算」と記載する。

氏名
厚生 太郎
(厚生 花子)
通院等乗降介助 10回／月

事業所番号

事業者及び
その事業所

1時間を二人派遣で提供した場合、各利用日に係る欄の算定時間数は1時間とし、下の合計欄においては2時間を記載する。
(1時間×2人＝2時間)

日付	日	内容	開始時間	終了時間	時間数		サービス提供時間		算定時間数		派遣人数	サービス提供状況	利用者確認印	備考
					時間	乗降	開始時間	終了時間	時間	乗降				
1	1	日	身体	10:00	11:30	1.5		10:00	11:30	1.5		1		
2	2	月	通院(伴う)	10:00	11:00	1		10:00	11:00	1		2		
3	5	木	家事	15:00	16:30	1.5								
4	5	木	家事(3級)					15:00	16:30	1.5		1		
5	13	金	乗降	18:00	18:30		1	18:00	18:30		1	1		
6	15	日 ①	身体	13:00	16:00	3		13:00	16:00	3		1		
7	15	日 ②	身体	14:00	15:00	1		14:00	15:00	1		1		
8	16	月 ①	身体	13:00	15:00	2		13:00	15:00	2		1		
9	16	月 ②	身体(3級)	14:00	16:00	2		14:00	16:00	2		1		
10	30	月	身体(重訪)	22:00	23:00	1		22:00	23:00	1		1		
11														
12														
13														
14														
15	3	火	通院(伴う)	10:00	11:30	1		10:00	11:30	1		1		運転中10:15～10:45を除く
16														
17														
18														
19	10	火	身体	8:00	11:00	1.5		8:00	11:00	1.5		1		空き時間8:45から10:00/10:45から11:00
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
合計			居宅における身体介護	12		9	2	1		12				
			通院介護(身体介護を伴う)	2		2				2				
			家事援助	1.5			1.5			1.5				
			通院介護(身体介護を伴わない)											
			通院等乗降介助		1	1					1			

減算対象となる従業者によりサービス提供した場合は、当該従業者の資格(3級)(重訪)を併記する。

二人派遣の時間帯がある場合で、1人目と2人目の従事者要件(3級ヘルパーや重度訪問研修修了者)が異なる場合は、それぞれ行を分けて記載する。

乗降の場合は回数を記載する。

二人派遣で時間がずれた場合、2行に分けて記載する。
一行目は全体の通算時間を記載する。
二行目はヘルパーが重複している時間帯を記載する。派遣人数は行ごとに1と記載する。

事例は、通院等乗降介助を行い、かつ、通院等乗降介助の前後に連続して20～30分程度以上の身体介護を行うことにより通院介助(身体介護を伴う)を算定する場合の記載例。全体の通算時間は10:00～11:30であるが、10:15～10:45はヘルパーが運転中の例。算定時間数については、ヘルパーの運転時間0.5時間を除いた時間数を記載する。

(注)3日、10日の利用分については、本資料作成都合上、暦の順序から分けて記載しています。

2時間以上サービス間隔があかなかった場合、1行にサービス時間全体を通しての開始時間及び終了時間を記載し、備考欄に空き時間を記載する。算定時間は、通算時間の3時間－空き時間の1.5時間＝1.5時間

当該サービス提供月において、居宅介護計画に記載したサービス提供予定日、その曜日を記載する。
また、ヘルパーを2人派遣する場合で2行に分けて記載する場合はヘルパーごとに番号(丸囲み)を記載する。(様式2及び様式3-1についても同様。)

算定時間数の内訳を集計する

ヘルパーの資格により適用される単価ごとに算定時間を記載する。

[illegible]

平成〇〇年 4 月分

重度訪問介護サービス提供実績記録票

■旧様式からの変更点

- ・様式変更なし
- ・移動時間数は4時間で制限する記載となる
- ・算定時間数は30分きざみの記載となる
- ・「初回加算」、「緊急時対応加算」を算定した日については、備考欄に「初回加算」、「緊急時対応加算」と記載する。

氏名		厚生 太郎		事業所番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
0時間/月				事業者及びその事業所		〇〇事業所									
サービス提供時間		算定時間数		派遣人数	サービス提供者印	利用者確認印	備考								
開始時間	終了時間	時間	移動												
7:00	10:00	3		1											
11:00	13:30	2.5	2.5	1			3時間を二人派遣で提供した場合、各利用日に係る欄の算定時間数は一人分の3時間とし、下の合計欄においては6時間を記載する。(3時間×2人=6時間)								
20:00	23:00	3		1											
5 木	6:00	9:00	3												
	11:00	14:00	3	3	2										
	20:00	23:00	3		1										
7 土 ①	0:00	23:00	23	4	1										
②	13:00	16:00	3		1										
移動介護加算を算定する時間数を記載する。 二人派遣で時間がずれた場合、2行に分けて記載する。 一行目は全体の通算時間を記載する。 二行目はヘルパーが重複している時間帯を記載する。派遣人数は行ごとに1と記載する。 移動介護加算を算定する時間数を記載する。 「所要時間3時間以上の場合」の単価を適用する場合は「4」を記載する。(例:実際の移動介護時間数が5時間の場合「4」を記入。)															
移動介護分			12.5												
合計		46.5			46.5										

平成〇〇年10月分

重度訪問介護サービス提供実績記録票

■旧様式からの変更点 様式の廃止										氏名 厚生 太郎		事業所番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
サービス提供時間														備考							
第5時間帯		第3時間帯		第6時間帯		小計		移動													
1時間 (13時間)	2時間 (14時間)	3時間 (15時間)	4時間 (16時間)	5時間 (17時間)	6時間 (18時間)	7時間 (19時間)	8時間 (20時間)	9時間 (21時間)	10時間 (22時間)	11時間 (23時間)	12時間 (24時間)	小計	移動	備考							
2	月	I 早朝	日中	日中	日中	日中	日中	夜間	夜間	深夜		9	3								
5	木	I 早朝	早朝	日中	日中	日中	日中	夜間	夜間	深夜		9	3								
7	土	I 深夜	深夜	深夜	深夜	深夜	深夜	早朝	早朝	日中	日中	日中	日中			12	4				
		II 日中	日中	日中	日中	日中	日中	夜間	夜間	夜間	夜間	深夜		11	0						
		I 日中	日中	日中										3	0						
12時間を超える場合は、第1時間帯～第3時間帯はⅠ、第4時間帯～第6時間帯はⅡと記載し、それぞれの合計を下記集計欄に記載する。(二人派遣により行が分かれる場合はそれぞれに記載する。)																					
様式3-1で整理したサービス提供の開始時間、終了時間及び算定時間数に基づき、各サービス提供日における算定時間数の通算時間数を1時間単位に区分し、「第1時間帯(第4時間帯)」から「第3時間帯(第6時間帯)」までの各時間帯欄(1日のサービス提供時間が12時間を超える場合は、2行目を13時間目以降の時間帯とする。)に当該時間帯における提供時間区分を記載するとともに、集計欄に各区分の時間数の合計を記載する。																					
移動介護加算を算定する時間数を記載する。 「所要時間3時間以上の場合」の単価を適用する場合は「4」を記載する。(例:実際の移動介護時間数が5時間の場合「4」を記入。)																					
様式3-1より、13:00～16:00は2人派遣であるため、行を分けて記載する。 報酬の算定は第1時間帯により行う。																					
集計欄		第1～第3	日中	8	夜間	0	日中	4	夜間	4	日中	4	夜間	0	44	10					
			早朝	3	深夜	4	早朝	2	深夜	2	早朝	0	深夜	2							
		第4～第6	日中	4	夜間	0	日中	2	夜間	2	日中	0	夜間	2							
			早朝	0	深夜	0	早朝	0	深夜	0	早朝	0	深夜	1							

枚中	枚
----	---